

働く方へ

緊急小口資金

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 |
| 貸付上限 | ・学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内 ・その他の場合、10万円以内 |
| 据置期間 | 1年以内 |
| 償還期限 | 2年以内 |
| 貸付利子 | 無利子 |

お問合せ先 熊谷市社会福祉協議会 ☎048-521-2735 コールセンター ☎0120-46-1999(平日・休日9:00~21:00)

総合支援資金(生活支援費)

| | |
|-------|---|
| 貸付対象者 | 収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯 |
| 貸付上限 | ・2人以上は月20万円以内 ・単身は月15万円以内 ※貸付期間は原則3月以内 |
| 据置期間 | 1年以内 |
| 償還期限 | 10年以内 |
| 貸付利子 | 無利子 |



休業手当

| | | | |
|-------|------------------------|---------|-------------------------------------|
| 状況 | 会社から指示されて仕事を休んでいる。 | 主な内容 | 労働者は、正規、非正規を問わず平均賃金の6割以上の休業手当をもらえる。 |
| お問合せ先 | ハローワーク熊谷 ☎048-522-5656 | コールセンター | ☎0120-60-3999(平日・休日9:00~21:00) |

労災保険の休業補償

| | |
|-------|--|
| 状況 | 業務や通勤で感染して働けなくなった。 |
| 主な内容 | 休業4日目から、おおむね平均賃金の8割を補償 |
| お問合せ先 | 熊谷労働基準監督署 ☎048-533-3611 労災保険相談ダイヤル ☎0570-006031 |

雇用保険の失業給付

| | |
|-------|--|
| 状況 | 解雇や雇い止めで失業した。 |
| 主な内容 | 仕事を探す間、おおむね離職前賃金の45~80パーセントを最長約1年にわたって給付 |
| お問合せ先 | ハローワーク熊谷 ☎048-522-5656 |

市立学校の休業期間の延長および対応

県からの要請を受け、市立幼稚園・小・中学校の休業期間を延長し、小・中学校の臨時休業中には、以下のとおり、対応しています。

臨時休業期間 5月31日(日)まで延長します。

臨時休業期間中の小・中学校の対応

(1) 家庭学習の支援

各学校からの家庭学習課題等の活用のほか、在学児童・生徒のご家庭に向け、WEB版「くまなびスクール」により子どもたちの家庭学習を支援し、学力を保障します。

【WEB版「くまなびスクール」の内容】

- ・子どもたちが教科書や熊谷市が独自に作成した「学力向上テキスト」等を見ながら、家庭学習に取り組むことができる学習動画を配信します。
- ・動画は、子どもたちの集中力等を考慮し、学習内容を絞り、10分程度の講義や練習問題(解説入り)などを配信しています。
- ・熊谷市教育委員会学習支援コンテンツ(ホームページ)の公開は、ログインIDとパスワードにより、児童・生徒、保護者、教職員のみが視聴できる「限定公開」としています。
- ・教育委員会と市内全ての小・中学校が協力して学習動画を幅広く作成し、4月下旬から順次配信しています。

(2) 校庭の開放

子どもたちの運動不足およびストレス解消のため、小・中学校の校庭を在学児童・生徒に、密状態に配慮しながら、時間を限定して(2時間程度)開放しています。

(3) 児童の預かり

この度の臨時休業に際し、小学校低学年(1~3年)の児童、特別支援学級の児童・生徒で、児童クラブ等に預けることができず、かつ自宅で一人で過ごすことができない場合に限り、学校で預かりをしています。

なお、人数が多いと、感染防止という臨時休業の趣旨にそぐわないため、お困りのご家庭に限定させていただくことに、ご理解、ご協力をお願いしています。

お問合せ先 教育委員会学校教育課
☎048-524-1111
(内線386)



住居の確保が困難となった方への市営住宅の提供

| | |
|---------------|---|
| 目的 | 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等で、住居の確保が困難となった方を対象として、市営住宅の一時提供を行います。 |
| 対象 | 住所または離職前の勤務場所が熊谷市内にあり、今回の新型コロナウイルス感染症によって、離職、雇い止め等に遭い、現在居住している住宅からの退去を余儀なくされた方やその見込みのある方。 |
| 提供住宅期間 使用料 | 提供住宅：籠原住宅1戸、中妻住宅1戸(申込状況により、予算の範囲内で追加提供する予定です) 提供期間：原則入居から6か月間 使用料等：月額家賃 おおむね10,000円~15,000円 光熱水費、共益費、駐車場使用料は自己負担 |
| 手続 お問合せ先 | 申込書・添付書類など、詳しくは建設部営繕課までご相談ください。 ☎048-524-1111(内線337) |

